

区役所設置基準

| 基準項目 | 基準の概要 |
|----------------|--|
| 交通の利便性 | 区民にとって、交通条件のよい位置が望ましい。 |
| 区内住民の日常生活上の利便性 | 区役所の利用に際しては、日常生活上の利便性を高めるため、他の公共施設・機関、商業サービス機能が一応の水準で蓄積されている地点が望ましい。 |
| 既存施設の利用 | 支所や地区事務所などは、これまでも長年その場所でサービスを提供し、地域住民にその位置も浸透していることなど、既存施設の有効利用を最大限考慮する。 |
| 用地確保の可能性 | 区役所は住民との協働の拠点となるなど、その用地はゆとりある広さであることが望ましい。 現実的条件として、適当な規模の用地が確保できる可能性があること。 |
| 地域的発展の動向 | 将来における地域開発や道路整備等、把握できる範囲の地域発展の方向性を予測した上で位置を決めることが望ましい。 |